

子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)について(ガーダシル用)

～ 予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

1. 病気の説明

子宮頸がんは、子宮頸部(子宮の入り口)にできるがんで、20～30歳代で急増し、日本では年間約11,000人の女性が発症していると報告されています。子宮頸がんは、初期の段階では自覚症状がほとんどないため、しばしば発見が遅れてしまいます。がんが進行すると、不正出血や性交時の出血などが見られます。

子宮頸がんは、主にヒトパピローマ(HPV)というウイルスの感染が原因で引き起こされる病気です。子宮頸がんの原因となるHPVには15種類ほどのタイプがあり、その中でもHPV16型、18型は子宮頸がんの原因の50～70%を占めています。HPVは感染しても多くの場合、感染は一時的で、ウイルスは自然に排除されますが、感染した状態が長い間続くと、子宮頸がんを発症することがあります。

2. ワクチン(ガーダシル)の概要

ガーダシルは、全ての発がん性HPVの感染を防ぐものではありませんが、子宮頸がん、性感染症の一種である尖圭コンジローマの発症にかかわるHPV6型、11型、16型、18型の4つのタイプの発がん性HPVの感染を防ぐ事ができます。ガーダシルを接種しても、HPV6型、11型、16型、18型以外の発がん性HPVの感染は予防できません。また、接種時に発がん性HPVに感染している人に対して、ウイルスを排除したり、発症している子宮頸がんの進行を遅らせたり、治療をすることはできません。しかし、HPV6型、11型、16型、18型に同時に感染している可能性は低いため、ガーダシルを接種することによって感染していない型のウイルスに対する予防効果は期待できます。

3. ワクチンの接種方法

ガーダシルは、通常、腕の筋肉内に3回接種します。3回接種しないと、十分な予防効果が得られません。また、3回の接種の途中で妊娠した場合には、接種は継続できません。その後の接種については医師にご相談ください。

ワクチンの標準的接種期間は、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間で、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6月の間隔をおいて3回目を接種します。

ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種し、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて3回目を接種します。

※ガーダシルで接種を開始した場合、2・3回目もガーダシルで接種を行います。

※ワクチン接種後も、全ての発がん性HPVによる病変が防げるわけではありません。20歳を過ぎたら、定期的に子宮がん検診を受けましょう。

4. ワクチンの副反応

ガーダシルの接種と関連性があると考えられた主な副反応について、以下のように報告されています。

- ・頻度 10%以上 注射部分の痛み・赤み・腫れ
- ・頻度 1～10%未満 発熱、注射部位のかゆみ、頭痛
- ・頻度 0.1～1%未満 注射部分のしこり・出血・不快感・内出血・変色・知覚低下・熱感、倦怠感、手足の痛み・不快感、筋肉が硬くなる、下痢、腹痛、悪心、めまい、感覚が鈍くなる、傾眠、白血球数増加
- ・頻度不明 注射部分の血腫、無力症、寒気、疲れ、失神、関節痛、筋肉痛、嘔吐、蜂巣炎、リンパ節症

また、重い副反応として、まれに過敏症反応(アナフィラキシー、気管支痙攣、じんましんなど)、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳脊髄炎が現れる事があります。

5. 予防接種を受けに行く前に(一般的注意)

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして何か気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、保護者の皆さんは、以下を注意の上、当日に予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ① 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんとかわったところのないことを確認してください。予防接種に連れていく予定をしても、体調が悪いと思ったら、かかりつけの医師に相談の上、接種をするかどうか判断しましょう。
- ② 受ける予定の予防接種について、通知やパンフレットをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③ 母子健康手帳は必ず持っていきましょう。
- ④ 予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもって記入するようにしましょう。
- ⑤ 接種を受けるお子さんの日ごろの健康状態をよく知っている保護者の方が連れていきましょう。

なお、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

6. 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます。)をしているお子さん
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。急性で重症な病気で薬をのむ必要のあるような人は、その後の病気の変化もわかりませんので、その日は見合わせるのが原則です。
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方。「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

7. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間程度は、すぐに帰らず安静にしましょう。急な副反応や失神がこの間に起こることがあります。
- ② 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 当日はげしい運動はさけましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

○ 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要な場合、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

○ 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されず。

○ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

○ 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。